

## 介護予防支援事業所（居宅）の指定申請について

### （１）指定の意義

刈谷市の被保険者（住所地特例者については刈谷市内在住他自治体被保険者含み、刈谷市外在住刈谷市被保険者を除く）を利用者とする介護予防支援事業所（施設等の区分が「居宅介護支援事業者」となるもの）の指定を受けるには、介護保険法に基づき刈谷市長の指定を受ける必要があります。

### （２）指定要件

- ・ 申請者が法人（その役員の中に暴力団員等であるものを除く）であること
- ・ 従業者の人員及び設備の基準を満たすこと
- ・ 役員等が欠格事由に該当しないこと
- ・ 事業予定地、建物で実施したい事業の展開が関係法令上可能であること

### （３）指定基準

指定基準は、「刈谷市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」で規定されていますので、ご確認ください。

### （４）外部委員会について

指定前には、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項中の「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置」のため、外部委員会での審議を実施します。

### （５）指定の有効期間

指定の有効期間は、６年間です。

それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。なお、基準に従って適切な運営がされない場合や、過去に指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。

## (6) 指定の手順

|                |                                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員会開催の前々月の末日まで | <b>1 事前相談</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの指定基準等に関する質問に対する応答</li> <li>・図面相談（建物新築、改修にあたって建築図面で確認）</li> </ul>     |
|                | <b>2 申請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類のチェック</li> <li>※申請時点で、必要な人員が確保できていること、基準に適合した建物設備等が確保されていること。</li> </ul> |
|                | <b>3 受理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月の末日締切。末日が閉庁日の場合は直前の閉庁日。</li> </ul>                                          |
| 委員会開催の前月       | <b>4 審査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類を再確認（必要に応じて補正）</li> <li>・現地確認</li> </ul>                                 |
| 委員会開催          | <b>5 指定に関する意見聴取</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定について審議会に諮る。</li> </ul>                                             |
| 指定月            | <b>6 指定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定通知書の送付</li> <li>・公示</li> </ul>                                             |

## (7) 指定のスケジュール

| 指定日        | 申請書の提出期限 | 委員会開催月 |
|------------|----------|--------|
| 7月1日～9月末   | 4月末      | 6月     |
| 10月1日～11月末 | 7月末      | 9月     |
| 12月1日～2月末  | 9月末      | 11月    |
| 3月1日～6月末   | 12月末     | 2月     |

(8) その他

- ・申請書提出は、事前に日程調整のうえ、提出期限に余裕をもって、書類作成のうえ事前相談をしてください（通例3回程度対応）。
- ・提出期限までに不備のない書類を提出いただくと受理となります。
- ・地域包括支援センター(介護予防支援(地域包括支援センター)を含む)は現在新規募集をしていません。